

○総務省告示第二百四十三号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六条及び第八条の規定に基づき、郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十年総務省告示第百五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月二十一日

総務大臣 山本 早苗

第十一条第三項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 個人データの再委託に関する事項